

# 平成27年産米の市町村別生産数量目標及び自主的取組参考値の設定方針

平成26年12月17日  
愛知県米需給調整推進会議

## 1 全国と本県への生産数量目標の通知

国は、全国の平成27年産米生産数量目標を前年産から14万トン減の751万トンとし（前年比約1.8%減）、面積換算値では3万ヘクタール減の142万ヘクタールとした（米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針 平成26年11月28日公表）。  
本県に対しては、前年産から1,360トン減の134,970トン（約1.0%減）、面積換算値26,620ヘクタール（270ヘクタール減）が通知された（平成26年11月28日付け26生産第2143号農林水産省生産局長通知）。

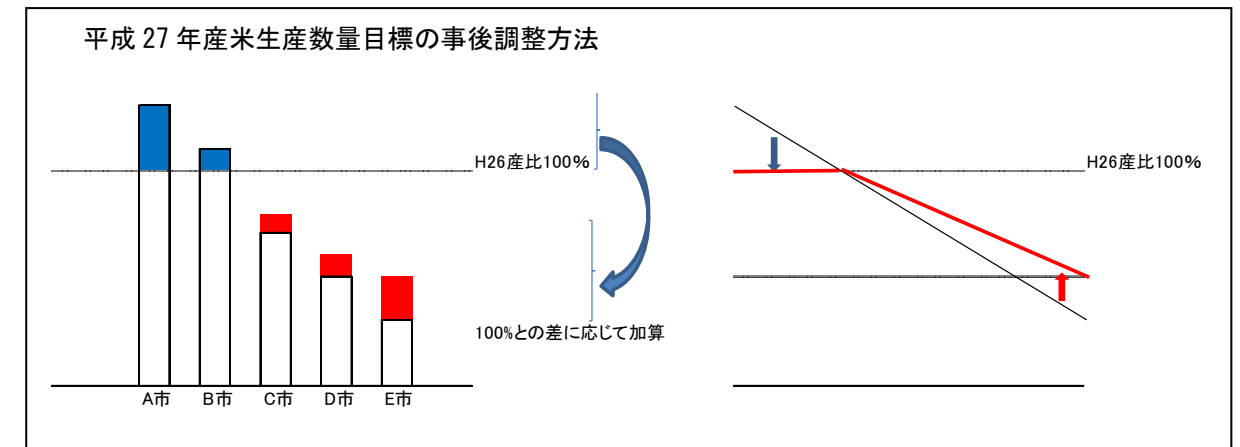
## 2 本県の市町村別生産数量目標の設定方針

- (1) 国は、都道府県別の主食用米の「生産量」、「6月末在庫の増減数量」及び「政府米販売数量」などから算定した需要実績を基に、都道府県別の生産数量目標を設定した。しかし、市町村別の需要実績までは調査されていない。  
このため、本県が市町村別の生産数量目標を設定するに当たり、国の設定方法をそのまま用いることが困難であることから、次の要素とウェイトで算出する。

＜市町村別の生産数量目標の算出に用いる要素とウェイト＞	
<b>① 地域の水田農業の継続性を確保するための要素</b>	
平成26年産米の市町村別生産数量目標	50%
<b>② 意欲のある農業者の取組を促進するための要素</b>	
(ア) 平成26年度の水稻生産実施計画書を提出した市町村別認定方針参加農業者の生産数量目標	20%
(イ) 平成26年産の市町村別水稻共済加入面積	10%
<b>③ 公平性を確保するための要素</b>	
平成26年の市町村別田本地面積	20%

- (2) なお、事後調整は、算定の結果前年の生産数量目標を上回る市町村は、前年と同量（前年比100%）とする。前年を下回る市町村は、上回った市町村の事後的な調整で発生した数量を減少量のシェアに応じ按分する。

- (3) 本県への生産数量目標には、種子用あるいは学校教育・試験研究用の生産（以下、種子用等）といった実数として確保する必要がある数量も含まれていることから、これらについては、市町村へ配分する生産数量目標から予め控除しておき、調整後の当該市町村の数量に加えることとする。
- (4) 上記の(1)から(3)により設定した市町村別の生産数量目標は、当該市町村の10アール当たりの配分基準単収で除した面積換算値と併せて市町村に通知することとする。



## 3 本県の市町村別自主的取組参考値の設定方針

- (1) 国は、平成27年産米について、生産数量目標とともに都道府県別の自主的取組参考値を都道府県に提示することとした。この自主的取組参考値とは、仮にこれだけ生産すれば、次年度の期末在庫数量が過去の平均水準に近づくものとして国が設定するものである。  
都道府県別については、全国の自主的取組参考値739万トンに都道府県別生産数量目標の各県シェア率をかけて算定され、本県へは132,820トンが示された。なお、都道府県段階から市町村段階への提供方法は、都道府県段階において自主的に決定するものとしている。
- (2) 本県としては、県から市町村段階へは生産数量目標に併せて通知するが生産者段階での混乱を避けるため、原則として市町村段階（地域農業再生協議会段階）で留めるものとする。なお、配分方法は、国と同様に次の方法により算出する。
- 国から通知された自主的取組参考値－本県の種子用等数量合計＝①  
生産数量目標（種子用等除く）の市町村別シェア＝②  
市町村別自主的取組参考値（種子用等除く）＝①×②＝③  
市町村別自主的取組参考値＝③＋市町村毎の種子用等数量